

○総務省告示第三百四十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五条の二の規定に基づき、平成七年郵政省告示第八十三号（免許人以外の者が行う無線局の運用を、当該免許人がする無線局の運用とする場合を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十一月十九日

総務大臣 武田 良太

別表中「ㄱ」を削る。